

岩手県告示第 644 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成 19 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡岩泉町門字国見 212 の 194、212 の 203、212 の 231
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 九戸郡野田村大字野田第 36 地割字松坂 121 の 88、121 の 89
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅